

秋ト協第92号
令和5年7月11日

会 員 各 位

(公社) 秋田県トラック協会

事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について

平素、協会の事業運営に格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、東北管内の事業用自動車の運転者による飲酒運転は、皆様の取り組みもあり令和4年は1件（令和3年は8件）となったところです。しかしながら、令和5年は現時点で4件発生しており、そのうち3件は乗務途中に飲酒していたことが判明しております。

令和3年6月28日の千葉県八街市で飲酒運転のトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、5人が死傷した恐ろしい事故は記憶に新しいところであり、被害児童のご家族は大きなトラウマを抱え、現在でも元の生活には戻れていません。

飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪行為であることをあらためて認識していただき、下記および別添資料を参考に飲酒運転防止を徹底していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 運転者に対する指導監督の徹底について

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、以下のとおり指導監督の徹底をお願いします。

- (1) 飲酒の影響を理解させるため、アルコール（飲酒量）が運転に及ぼす影響や飲酒習慣が健康に及ぼす影響について、計画的かつ継続的に教育を実施すること。
- (2) 運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面接等を行い、特に飲酒習慣のある運転者に対しては、飲酒実態を把握したうえで適切な指導や改善等に取り組むとともに、アルコール依存症が疑われる場合は、早期に専門医への相談を促す等適切にサポートすること。
- (3) 飲酒運転が発覚した場合、自身のみならず所属する運送事業者の管理責任、社会的責任が追及され信用を大きく失墜すること、また、家族や周囲の人の生活への影響が及ぶこともあり得ることを理解させ、あらためて「飲酒運転を絶対にしない」意識の定着を図ること。

・マニュアル URL：トラック編（秋田運輸支局 HP⇒「様式・書式のダウンロード」⇒「各種マニュアル」）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

2. 点呼の厳正な実施について

- (1) 帰庫時の点呼の実施にあたっては、アルコール検知器を使用した確認のほか、運転者の状態を目視等で確認して、乗務中における飲酒の有無の確認を徹底すること。
- (2) 遠隔地における点呼では、適切な時期に点呼を執行し、アルコール検知器の使用を徹底する等、休息中の飲酒により飲酒運転を招かない管理体制や手法を構築すること

以上

飲酒運転による事業用自動車重大事故・法令違反状況				
発生年月	発生場所	事故等の種類	事業の種類 (管轄支局)	概要
R4.8.21	栃木県	酒気帯び運転	トラック (福島)	赤信号で停車していた大型自動車の運転者が窓からビールの空き缶を投げ捨てたことを、警ら中の警察官が目撃し、アルコールチェックを実施したところ基準値を超える濃度が検出された。※運転中に飲酒
R5.3.21	岩手県	酒気帯び運転	トラック (宮城)	高速道路交通警察隊に「大型トレーラが蛇行運転している」と通報があり、アルコールチェックを実施したところ基準値を超える濃度が検出された。 ※休憩中に飲酒
R5.3.26	青森県	酒気帯び事故	トラック (岩手)	高速道路料金所手前の右カーブで左側壁に衝突する事故が発生。アルコールチェックを実施したところ基準値を超える濃度が検出された。※前日に飲酒
R5.4.4	岩手県	酒気帯び事故	トラック (青森)	県道トンネル内を走行中に側壁に接触し、衝撃でセンターラインを越え対向車と衝突。搬送された病院でトラック運転者から高濃度のアルコールが検出された。 ※運転中に飲酒
R5.6.5	福島県	酒酔い事故	タクシー (福島)	県道の直線道路を走行中に、道路左側のガードパイプに衝突。アルコールチェックを実施したところ、基準値を超える濃度が検出された。※客待ち待機中に飲酒